

## 栗原市電気自動車購入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地球環境温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内において、栗原市電気自動車購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (4) リース契約 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の貸主が、当該電気自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電気自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該電気自動車等の使用料を貸主に支払う契約をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、電気自動車等を新規に購入し、又はリース契約を締結したもの（電気自動車等の借主に限る。）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象となる電気自動車等（以下「補助対象自動車」という。）1台当たり100,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期間内に、栗原市電気自動車購入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象自動車の購入代金（リース契約に係る使用料を含む。）に係る請求書又は契約書の写し
- (2) 補助対象自動車の購入代金の支払いに係る領収書等の写し
- (3) 補助対象自動車の自動車検査証の写し
- (4) 補助対象自動車の写真
- (5) 補助金の振込先口座が確認できる書類の写し
- (6) 市内に居住若しくは市内に事業所又は事務所を有する事業者を有することを証する書類
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、個人にあつては前項第6号及び第7号の書類を、事業者にあつては同号の書類を省略することができる。

3 補助金の申請回数は、個人にあつては1世帯につき、事業者にあつては1事業者につき、同一年度内において1回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗原市電気自動車購入支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市電気自動車購入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する補助金交付決定兼交付額確定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、栗原市電気自動車購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。  
（補助金の返還等）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。  
（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入、支出等についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。  
（財産の管理）

第11条 補助事業者は、補助対象自動車を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 前項に規定する補助対象自動車の管理期間を4年とする。

3 前項の場合において、補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象自動車が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助対象自動車を前条第2項に規定する期間内において、補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ処分等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日以降に電気自動車等を新規に購入し、又はリース契約を締結したもの（電気自動車等の借主に限る。）に適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第12条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。